

第 563 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 8 月 5 日（火）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年8月5日(火) 13時24分～14時32分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正
酒井 朋子
中原 良子
三井 正信
村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏
角 直樹
橋本 聡
林 秀彦
藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也
蔵田 秀和
木村 康弘
長谷川信男
光村 賜純

(広島労働局) 労働局長
労働基準部長
賃金室長
室長補佐
賃金指導官
給付調査官
労働基準監督官
労働基準監督官

小沼 宏治
木下 麻子
檀上 昌浩
東 恵
栗林 隆幸
森川智鶴乃
吉川みどり
渡邊 光広

4 議 事

- (1) 中央最低賃金審議会では答申された目安額の伝達について
- (2) その他

議題

東補佐

定刻より少し早いのですが、ただいまから第 563 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、今回開催に当たり日程調整に御協力いただきありがとうございました。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名の計 15 名の委員に御出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は、有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る7月 22 日から 28 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

それでは、議事に入ります前に、広島労働局局長の小沼より、御挨拶を申し上げます。

小沼労働局長

労働局長の小沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には御多忙の中、広島地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度の最低賃金の審議につきましては、7月 15 日の第 561 回の審議会におきまして、広島県最低賃金改正について調査審議をお願いいたしましたところであります。

昨日、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対しまして令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されましたので、本日事務局から伝達をさせていただくこととしております。本年度の地域別最低賃金額改定の目安、Aランク、Bランク、Cランクと全国分かれてございますが、Aランク 63 円、Bランク 63 円、Cランク 64 円となっております。広島県におきましては、Bランクに該当いたしますので、63 円が改定の目安となるということでございます。なお、詳細は担当から説明いたしますが、答申の伝達に当たりまして、2 点ほど補足させていただきたいことについて、簡単に説明させていただきます。

まず、1点目はこの地域別最低賃金の賃金額改定の目安については、中央において労使の合意が得られませんでしたので、地方最低賃金審議会における厳格な金額審議に資するために、目安に関する公益委員見解、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が、地方最低賃金審議会に資料として提示されている状況でございます。御参考になりますけど、このような中央で労使の合意が得られない中で目安を示したという状況は、昨年度も同一でございますので、今回が初めてというものではございません。

それから2点目でございます。令和7年度地域別最低賃金改定の目安に対する公益委

員見解は後で説明いたしますが、この中に地方最低賃金審議会に期待等というものが記載されております。この中で地域別最低賃金の審議に当たりましては、今回示された目安を十分に参酌しながら地域の実態などを踏まえた審議を行うよう期待したいとされております。また、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会での目安の検討に当たりまして特に考慮した事項があるということでございまして、地方最低賃金審議会の審議におきましても、この点については御配慮いただきたいということも添えられているということでございます。こうした点を踏まえまして審議を進めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、最低賃金改定の審議につきましては、社会の関心が非常に高いという状況がございますので、委員の皆様におかれましても、中央最低賃金審議会の答申、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告、令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解、これらを踏まえつつ、地域の実態なども考慮していただきながら充実した審議をしていただくようお願いを申し上げます、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、御審議の方をよろしくお願い申し上げます。

東補佐

報道機関の方は、撮影及び録音は、ここまでとして以降御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の配布資料について、御説明いたします。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の写し

答申文の別紙として、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解、同じく別紙として中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告になります。

以上、揃っておりますでしょうか。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしく、お願いいたします。

岡田会長

それでは、これより議事を始めます。

まず、議事1の「中央最低賃金審議会に答申された目安額の伝達について」についてでございます。事務局より説明をお願いします。

檀上賃金室長

令和7年8月4日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、令和7年度地域別最低賃金額改定額の目安についての答申が出されましたので、御報告申し上げます。

中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次に亘る真摯な議論が展開された結果、8月4日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、8月4日に中央最低賃金審議会から福岡厚生労働大臣に対して令和7年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。

この答申には、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」と「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が添付されております。

労使それぞれの見解の内容につきましては、小委員会報告を御確認いただければと思います。

それでは、まず、答申文を読み上げ、その後、答申の内容につきまして、要旨を御説明申し上げます。

まず、答申文を読み上げます。

令和7年8月4日 厚生労働大臣福岡資麿殿 中央最低賃金審議会会長藤村博之
令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和7年7月 11 日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格

転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業継承・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

7 その際、経営強化税制、事業継承に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓、海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法(中小受託取引適正化法)の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・行所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適正に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 とりわけ、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的

に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、さらなる周知徹底に取り組むことを要望する。

12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

答申は以上のとおりとなります。

続きまして、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解に移ります。右肩に別紙1と書いてありませんが、これが別紙1となります。1令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円、広島県はBランクとなり63円となります。参考としまして、ランク毎の加重平均は、Aランク5.6%、Bランク6.3%、Cランク6.7%となります。2(1)目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

まず、アとしまして、労働者の生計費、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発行した時期である令和6年 10 月から令和 7 年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年 10 月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている。先ほど言いましたウェイトとは令和2年を基準年としまして、令和2年における家計の消費支出額全体に対する割合、1万分比を指しております。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目、ウェイト 1,215 の指標については、令和6年 10 月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和5年 10 月から令和6年6月までの平均 5.4 %から低下したものの、引き続き高い水準となっている。一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の7割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数(消費支出に占める食料費の割合)については近年、上昇傾向にあり、令和6年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5 %と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料エネルギーの多くの品目を含む「1か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。こうした中、まず、最低賃金に近

い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」ウェイト 2,626 について見ると、令和6年 10 月から令和7年6月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和5年 10 月から令和6年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」ウェイト 5,121 については、令和6年 10 月から令和7年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和5年 10 月から令和6年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く、年間9回以上 15 回未満、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目、ウェイト 1,136 については、令和6年 10 月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和5年 10 月から令和6年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たりの賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいると考えられる。こうした状況を踏まえれば今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。続きましてイ賃金に移ります。賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回最終集計結果で、全体で 5.25%、昨年 5.10%で、平成3年 5.66%以来 33 年ぶりの5%超えであった昨年以上回っている。また中小でも 4.65%、昨年 4.45%で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額、時給の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%、昨年 5.74%、一昨年 5.01%となり、3年連続で5%台の水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果、第1回集計では、大手企業で 5.38%、昨年 5.58%でこちらも2年連続で5%を超え、また中小企業でも 4.35%、昨年 4.01%で2年連続で4%を超えており

いずれも高水準で推移している。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%、昨年 3.62%、20 人以下の企業で 3.54%、昨年 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%、昨年 3.43%で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では、3.30%、昨年 3.88%で、2年連続の3%超えとなっている。厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査については、第4表①②における賃金上昇率、ランク計は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大であった昨年の結果 2.3%を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率ランク計は 3.2%となっており、これも昨年の結果 2.8%を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2024 年の数値は 46.8%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024 年時点（2024 年最低賃金全国加重平均額 1,055 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 59.1%、平均値の 50.9%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は中央値の 48.4%平均値の 40.9%という結果となっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU 指令の取扱いについては、今後の検討課題である。続きまして、ウ通常の事業の賃金支払能力、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については令和5年度は資本

金 1,000 万円以上で 11.3%、1,000 万円未満で 28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は 7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は 4.9%増加、令和4年度は 2.2%増加、令和5年度は全体で 4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2%増加、非製造業で 4.8%増加と、引き続き改善している。この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で 2.6 ポイント低下、令和4年度で 1.4 ポイント低下、令和5年度で 2.4 ポイント低下し、令和5年度は 65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金 1,000 万円以上で 62.8%、資本金 1,000 万円未満で 80.0%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても足下では令和4年度から 4.6 ポイント低下している状況にある。日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促月間のフォローアップ調査(前回は令和6年9月調査)によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増(28.3%→31.5%)、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増 86.4%→89.2%)、「価格交渉が行われなかった」割合は減少(13.6%→10.8%)している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業(64.2%)のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており(70.4%→73.2%)、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している(7.6%→6.4%)。また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加(49.7%→52.4%)、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(79.9%→83.1%)し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少(前

回 20.1%→16.9%)するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇(44.7%→48.6%)したものの原材料費の転嫁率(54.5%)と比較して約6ポイント低い水準にある。倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高(インフレ)倒産については、449件(前年同期484件、7.2%減)発生しており、過去最多を記録した昨年から減少している。なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。エ各ランクの引上げ額を目安、最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員

で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。また、最低賃金の審議に当たっては全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても5%台後半の引上げで昨年以上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年以上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年以上回る水準の引上げとなっている。③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど景気や企業の利益において改善の傾向にある。なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。最低賃金に近い賃金水

準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円)を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。その上で、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の対前年上昇率はAランクで、3.8%、Bランクで 3.9%、Cランクで 4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり具体的には、Aランク 63 円(5.6%)、Bランク 63 円(6.3%)、Cランク 64 円(6.7%)とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。オ政府に対する要望、目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから目安額を決めた。一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中

小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着」させるためにも、特に 地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金 引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

政府の要望については、答申文の方にも同じ内容が書かれておりますので、省略させていただきますてもよろしいでしょうか。

それでは、カの地方最低賃金審議会への期待等へ移らさせていただきます。目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県

別に示される地域の経済・雇用の実態等(消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など)をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮すること を期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。またいわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整タイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点 から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。(2)生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認する

ことが適当と考える。(3)最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していく必要がある。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

公益委員見解は以上でございます。

小委員会報告につきましては、この後、専門部会もありますし、時間の関係上、省略させていただいて、目を通していただくとうことでよろしいでしょうか。

それでは、私からの説明を終わらせていただきます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、各側から何か御意見はございますでしょうか。

(意見なし)

今後の専門部会の審議におきましては、この目安額を参考とした審議をお願いしたいと思います。

次に、次第の2「その他」について事務局より説明してください。

東補佐

今後の審議会の開催日程につきましては、現在、日程調整中ですので、日程が決まり次第皆様に速やかにお知らせいたします。

岡田会長

次回の本審は未定ということで、事務局は日程調整をお願いします。

それでは、次回の審議会も公開いたします。

そのほか、全体を通して御意見等ございませんか。

檀上室長

使用者側から、専門部会が始まる前に打合わせをしたい旨の申出をいただいております。
使側委員どれくらい時間が必要ですか。

長谷川委員

15 分くらい時間をいただきたい。

岡田会長

15 時から専門部会を開催したいと思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは、これをもちまして第 563 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。